

旧制中等教育学校の生徒の作文にみる道徳性 —明治期におけるスポーツと道徳の連関の言説— 市山 雅美*

Morality Seen in the Writings of Students in the Old System Secondary Education School
—the Discourse of the Relation between Sports and Morality in the Meiji Era—

Masami ICHIYAMA*

Abstract:

In moral education in Japan, the sport is major theme of the teaching materials. The relation between morality and sports was discussed by junior highschool students in Meiji Era. The significance of sport has been discussed in association with the state and army after Sino-Japanese War. The sport was discussed as countermeasure against the corrupt youth before and after Russo-Japanese War. Around 1919, enthusiasm in baseball was criticized. But some students refuted such criticism. They insist that they can improve their personality (*shuyo*) by baseball.

KEY WORDS : moral education, secondary education, sports, extracurricular activities

要旨:

道徳教育の資料として、スポーツを題材としたものは多い。スポーツと道徳との結びつきは、すでに明治年間に見られ、旧制中学校の生徒自身もスポーツが精神の向上に資するという主張を行っていた。日清戦争後の時期は、国家を担う人物の身体の養成という観点で精神的側面は希薄であったが、日露戦争前後には、文弱・奢侈といった青年批判論に呼応し、運動の精神的な意義を主張するようになった。さらに1910年代の野球害毒論に対する反論として、野球を修養の手段として論じるものも現れた。このように、時代状況や外部からの批判に応じ、運動の精神性や道徳的意義を主張する論が生徒の側からも生まれたといえるだろう。

キーワード : 道徳 旧制中学校 スポーツ 修養

1. はじめに

道徳教育の中で、スポーツは生徒たちにとって身近な題材として幅広く用いられている。中学校学習指導要領では、「生徒の発達段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材の活用を努めること。特に、生命の尊厳、社会参画、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材とし、生徒が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を与えたりするような充実した教材の開発や活用を行うこと」¹とされ、道徳の教材の題材の一つとしてスポーツが挙げられて

いる。

例えば、『私たちの道徳』中学校では、以下のよう
にスポーツに言及したものがある。

標題	種目等	章
今の私	「好きなスポーツ」 ²	—
この人に学ぶ 松井秀喜	野球	目標を目指しやり 抜く強い意志を
日本の伝統に 息づく礼儀	武道	礼儀の意義を理解 し適切な言動を
尊敬の気持ち を表す	スポーツ ³	

*湘南工科大学 工学部 総合文化教育センター
准教授

¹ 文部科学省『中学校学習指導要領』平成27年3月
一部改訂、103～104ページ。

² 生徒が記入する欄

³ 「スポーツにおいて試合後に選手たちが互いをたたえあう光景」について。

言葉の向こうに	サッカー ⁴	認め合い学び合う心
この人に学ぶ 振分精彦（元高見盛）	相撲	人々の善意や支えに応えたい
社会の秩序と規律	ラグビー	法やきまりを守り社会で共に生きる
この人に学ぶ 西村雄一（サッカープロフェッショナルレフリー）	サッカー	
オリンピック憲章	オリンピック	
鈴木邦雄（視覚障害者ランナーの伴走者）	マラソン	勤労や奉仕を通して社会に貢献する
この人に学ぶ 嘉納治五郎	オリンピック	日本人の自覚をもち世界に貢献する

これ以外にも、道徳の副読本でも、スポーツに関する資料が多く用いられ、その中には運動部の部活動を題材としたものも少なくない。例えば、『中学校道徳 読みもの資料』⁵では、「スイッチ」（卓球部）、「背番号 10」（野球部）などの資料がある。

このような道徳とスポーツの結びつきは、いつ、どのように発生したのか。

スポーツの思想的基盤について、以下のような指摘がなされている。

大正期にとみに近代化したわが国のスポーツは、二つの思想的基盤をもっていた。一つは体位の向上とか人間形成とかを目標とすべきであるという、明治以来の富強主義の基盤であり、他の一つはスポーツにはそのような彼岸的な目標の手段としてあるのではなく、スポーツすること自体を目標として自由に楽しく行なうべきものであり、たとえ結果として、それが心身に好ましい影響をもたらすとしても、それは決して一義的な目標ではないという、いわば個人主義、自由主義的な基盤であった⁶。

スポーツそのものが目的でなく、人間形成がスポ

ーツの目的だとする論は、明治期にさかのぼることができる。それらは、生徒自身からなされたものも数多くみられる。なぜ生徒たちは、スポーツそのものの楽しさよりも人間形成の意義を語ろうとしたのか。本論では、明治期の中学生たちが、スポーツの精神上的意義についてどのように語っていたのかについて論じる。

ここでは生徒の言説の資料として中学校が発行していた校友会雑誌を用いる。その中で、山形中学校を一つの事例として取り扱い、史料として、同校の校友会雑誌『共同会雑誌』を用いる⁷。以下、号数のみ示したものは、『共同会雑誌』の記事による。

本論で用いる語句について説明する。本論では、時代背景に合わせ、スポーツでなく、当時用いられていた「運動」の語を用いる。「運動」の意味は多岐にわたる。1986 年の第 4 号「運動」で挙げられているものは、労働から、普通体操（兵式体操とともに、体操科で行われている）、器械体操、柔道、撃剣、拳闘、ベースボールと多岐にわたっている。ただし、本論では、運動の語を、正課の体操を除き、武道を含んだスポーツ総体の意味として用いる。武道と、野球をはじめとする競技は区別すべきだが、本論では特に区別せず論じる。

そして、体操と運動を含めて体育の語を用いる。当時の言説では、体育の語については、知育・徳育・体育の中の体育ということで用られることもあり、本論でも引用している所である。

なお、引用文中の下線は筆者による。

2. 体操科の徳育的機能

運動について論じる前に、教科としての体操科について論じる。体操科には、文部省側の意図として、もともと、その目的として、徳育的機能が求められていた。

1898 年の『尋常中学校教科細目調査報告』の「尋常中学校体操科教授細目」では、

尋常中学校ニ於ケル体操科ハ、普通体操及兵式体操ノ二種トシ、共ニ生徒ノ身体ヲ鍛錬シ同時ニ徳性ヲ涵養スルヲ目的トス。

故ニ体操科ハ体育トシテハ、身体各部ノ均斉ナル發育ニ留意シテ其健康ト強壯トヲ企図シ、動作ヲ敏捷ニシ、姿勢ヲ莊重ナラシメンコトヲ要ス。又徳育トシテハ忍耐・剛毅・敢為・果斷・順良・信愛等ノ諸徳ヲ養ヒ、併セテ秩序ヲ尊ビ規律ヲ守リ質素ヲ

⁴ ヨーロッパのサッカーチームの選手に対するネット上での批判について。

⁵ 文部科学省『中学校道徳 読みもの資料』2014 年。

⁶ 今村嘉雄『日本体育史』1970 年、566～567 ページ。

⁷ 明治期に刊行されたもののうち、第 9 号、第 10 号、第 12 号、第 25 号については参照できていない。

重ブルノ習慣ヲ得シメンコトヲ務ムベシ。共同一致ヲ要スル運動ニ於テハ、生徒ヲシテ自己ノ一身ハ全隊成立ノ一分タルコトヲ知得セシメ、全隊ノ面目ヲ立ツル為メニハ、一身ヲ顧ミザルノ気風ヲ養ハンコトニ注意スベシ。

と論じられている⁸。また、「中学校体操科の教授目標が初めて明示された」と言われている⁹中学校令施行規則 (1901 年) では、「体操ハ身体ノ各部ヲ均齊ニ发育セシメ、身体ヲ強健ナラシメ、動作ヲ機敏ナラシメ、快活、剛毅、堅忍持久ノ精神ト規律ヲ守リ協同ヲ尚ブノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス」とされている。

これは、体操 (普通体操と兵式体操) に限られたもので、武道を含む運動競技はその対象ではなかった。武道は正課として認めようとせず、その他の競技については論じられていないが、それでもその精神的効用は認めていた。1901 年の高等普通学務局通牒「師範学校又ハ尋常中学校ニ於テ教科外ニ柔術・撃剣等採用方」では、

右 (柔術・撃剣) ハ教科トシテ課スルハ不都合ナル旨ニ有之候得共、元来柔術撃剣水泳ハ勿論、漕艇ベースボールノ如キハ、心身ノ鍛錬上効益不少モノニ有之候間、至当ノ取締法ヲ設ケ之ヲ行ハシムルハ差支無之候。

と論じられている。撃剣柔術が学校体操教授要目に加えられ、正課となったのは 1912 年である。それ以外の運動競技は、生徒の自主的な余暇活動として始まり、それが、校友会の部活動として、学校の正式な活動と位置づけられるようになる。

3. 中学校における運動部の発足

野球を事例に検討すると、当初は、生徒が自発的にいに行き学校側は関与せず、余暇的活動の一つとして行われていたにすぎなかった。山形中学校野球部について論じたい。

1891 年ごろは、『ベースボール』技は一に運動家の専有に属し、(中略) 好奇心に駆られて之を見物せるものありと雖も其数甚た少なく生徒の多くは未だ之に氣を向くる事なく」という状況で、野球は一部の生徒の活動であった 1894 年ごろ、渡米経験のある田中玄黄氏の指導のもとで、有志者が、試合 (Match) を河原で行う。田中はその後、山形中学校の英語の囑託教員になるが、3 年で転出する。そこで、『ベー

スボール』部」を「倶楽部組織となさんとし規則を作りて之を時の中原校長に計り部長たらんことを求」めた。校長は「部長の職は先生に堪へざる所なり」ということで、部長は別の教諭が務めることになった。「部員を校中に募る応るもの五十余名各級斯道の有志者を網羅すと雖も其の多数は寄宿舎生なり」と、有志者の組織であったが、校長が、器具購入について「校費を以て之を支弁せん事を約」すということ、半ば公的な組織と見なされていた¹⁰。

これは、「当初生徒が自発的に行っていた活動 (生徒文化) について、学校側がその意義を認め (生徒側からもそれを求め)、学校の公的な活動や組織として成立し、校風文化として確立」¹¹されていった一つの事例となるであろう。久富善之は、「学校の日常の中にそれまで意識されていなかった形成作用が発見されたとき、それが学校教育活動における意識的な制御の対象となる」と論じ、その例の一つとして、部活動を挙げている¹²。

1899 年には、山形尋常中学校の校友会である共同会に運動部が置かれた。共同会の目的は、「学校教育と経緯を相成し文武を研き親睦を厚くし本校の面目を発揚する」ことにあるが¹³、野球もその中に組み入れられるということになる。

副課とは何ぞ、野球柔術撃剣端艇競漕是なり、野球は近来大に革新の実をあらはし未曾有の隆盛を見るに至れるは余輩の大に悦ぶ所なり、是れもと一致団結の精神を養成するに与りて力あるものなれば、宜しく競技の規模をして一層大ならしむべし¹⁴

という論が 1900 年に出されたが、それもまた、野球が学校の公的活動に組み入れられたという文脈に位置づけることができるであろう。生徒による運動論は、濃淡の差はあれ、運動部の活動を念頭に置いていると言えるだろう。

学校の活動として、運動が行わるということは、運動の活動が学校の校風——学校の精神と言い換えてもよいであろう——を体现するものとして扱われ

¹⁰ 「野球部諸君に告ぐ」第 19 号、1902 年。なお、これは卒業生の投稿である。

¹¹ 市山雅美「学校文化研究の今後の課題と展望」齊藤利彦編『学校文化の史的探究』2015 年、358 ページ。
¹² 久富善之「学校文化の構造と特質 「文化的な場」としての学校を考える」『講座学校 6 学校文化という磁場』1996 年、13~14 ページ。

¹³ 「山形県中学校共同会規則」第 11 号、1899 年。

¹⁴ 「体育に関する卑見を述ぶ」第 15 号、1900 年。

⁸ 文部省高等学務局『尋常中学校教科細目調査報告』1989 年。

⁹ 今村前掲書、480 ページ。

ることにもなる。例えば、1901年第17号の「野球部に撤す」では、「を、運動部の諸子よ、我運動部の気運否我校々風の崇高は、一に諸氏が、士気の如何によりて保たる、と保たれざるとするものなり」「余輩愛校の念をして、遠慮なく発言せしむれば…未だバテング、ランニングの拙劣に甘心する能はず」¹⁵と論じられている。この点は、運動の精神性を考える点で重要になってくる。

校風を体現する運動という意識は、対校競技の隆盛とともにさらに盛んになった¹⁶。これについては第5章でも触れる。

4. 国家を担う身体を養うための運動 1890年代の運動論

このころは、運動の体育的側面のみ言及され、徳育的な役割については触れられていないものも見られる。1895年の中原校長の、始業式及び入学式の論示では¹⁷、

身体は充分に壮健ならざる可らず故に今より盛に之れが練磨を計らずんば後日必ず悔ゆるの期あらん吾校已に撃剣柔道機械体操ベースボール等これ皆諸氏の為めに備くる処にして一に諸子の好むに任す学科の余暇大に練磨すへし

とされている。同年第4号「運動」では、「運動は身体維持上必要欠くべからざるものなるやを知らん」、「ベースボール」を前者（撃剣柔術一筆者）の如く護身用及び胆力練磨の上に於て其蹟なしと雖第一前者に欠乏せる新鮮空気の吸入を充分ならしめ第二身体の操縦を便ならしめ而も紅白相対し雌雄を争ふの時の如きは豈胆力練磨の一補なららんや¹⁸というように、もっぱら身体的効用が論じられている。しかし、「胆力練磨」というように、スポーツにおける道徳性の萌芽がみられる。

この時代は、日清戦争後の時代背景のもと、国家と身体が結び付けられ論じていた。一方で体力の低下が批判され、それを克服するために運動の必要性が論じられている。

¹⁵ 「野球部に撤す」第17号、1901年。

¹⁶ ただし、運動部成立の以前からそのような点は意識されていた。「久しく絶えて寥々たりしベースボール倶楽部を一級生二三子の尽力にて復興せられぬ校風の発生は運動にあり運動なきの校は運転せざるの器械なり精神なきの動物なり」（第4号「ベースボール倶楽部」1895年）という論も見られる。

¹⁷ 「始業式及入学式」第4号、1895年。

¹⁸ 「運動」第4号、1895年。

例えば、前出の「運動」では、

語に曰健全なる精神は健全なる身体に宿る¹⁹と国家の青年を挙て紅粉を装ふ白面の丹次郎たらしめば如何にして外侮を禦き光榮を保つへき況んや潮の流るゝが如く南に北に膨張して到る処新故郷を見んとするの大経綸に於てをや

当時の青年書生学問に食傷し脳を使ふの度体を使うの度に超過して蒼白の半病人となり平素座席の上に於て理屈を吐き得るに一旦事あるの日は逡巡して進まず畏懼して動かす兵として之を使ふに殆ど耐ゆる能はず

1896年第7号の「雑報」では

共同会内に新たに撃剣柔術ベースボール等を

¹⁹ ジョン・ロック『教育に関する考察』(Some Thoughts Concerning Education)の冒頭部に、“A SOUND mind in a sound body, is a short, but full description of a happy state in this world. He that has these two, has little more to wish for; and he that wants either of them, will be but little the better for any thing else.”「健全なる心意は健全なる身体に在りとは簡短にして且つ現世幸福の有様を尽せるものと謂ふへし人として心意身体両ながら健全なるものは殆ど他に望む所なし苟も其一を欠くときは他に有する所ありと雖も殆ど益なし」（訳文は、大日本教育会訳『洛克氏教育学』1895年）と言われている。

また、古代ローマのユウェナリス（Decimus Junius Juvenalis, 60年～130年）は、“*orandum est ut sit mens sana in corpore sano*”「強健な身体に健全な魂があるよう願うべきだ」と、『風刺詩集』(Satvae)で述べている（廣田麻子「健全なる身体に健全なる精神：ユウェナリスの『風刺詩』第10編について」『大阪市立大学看護学雑誌』第5巻、2009年を参照）。

いずれも、健全な身体には健全な魂が宿ることを理想としているのみで、実際がそうであることは述べていない。

これらの思想の日本における受容についてはさらなる考究が求められるだろう。なお、日本におけるロックの思想の受容については、山田園子「戦前日本におけるジョン・ロック研究 一高野長英から白杉庄一郎まで」『広島法学』第36巻第1号（2012年）を参照。

なお、第14号1900年「運動界」では、「健全なる精神は健全なる身体に宿ると運動の必要なるは今更余輩の喋々を待たざる所なり」と言うように、この句は常套句と化しているようだ。

総括し更に目新しき各種の運動法を設けて一個の運動部を樹て体操課の厳肅なると共に大に尚武の氣象を盛んにせよ去春一にも二にも臥薪嘗胆²⁰を叫びたるの国民今や漸く眠らんとして諸君又頗る惰弱に陥れるの傾向を見る元氣は一國の盛衰に關す諸君夫れ大に警戒せすんばあるべからず聞く統計は近來学生の体力年々消磨減少しつと行くを示すとは大に憂ふべきことにあらずや

1899年の第11号「雑報」では、

国民にして尚武の氣象なくんば何を以て能く國家の獨立を維持せん況んや將來國家の中堅基礎となるべき中学生に於てをや然り而して擊劍柔術は我國古來の尚武術なり我校夙に此技を奨励し今や大に隆盛にして復昔日の比にあらず

体育は三大教育の一にして瞬時も欠くべからざる者而して我校の如き海上運動を望み能はざる地に於ては此擊劍柔術の二技を以て体育養成の最良なる者とす

1900年の15号の「体育に関する卑見を述ぶ」では

体育は教育の一部にして徳育智育と共に緊要にして欠くべからざるものなり²¹。……中略……抑も体育は獨個人の利害得失に相關するのみならず實に國家の盛衰消長と大關係を有する者なり、蓋個人は國家の一分子、國家は個人の団体、大小の差別こそあれも同一のものなればなり、聞くウォーターローの戦勝はイートンの運動場に起因すと……中略……

弱の肉は即ち強の食たるを免れず、ああ國家危急良國民を俟つや切なり、青年立てよ青年、立て体育の実を挙げ以て國民の元氣を養成せよ

このころの運動論は、身体の虚弱を批判し、國家を担うべき人材として必要な身体を作るといふ論が前面に出ている。

このように、運動が、強兵養成と関連づけられて論じられてきた。「尚武の氣象」というのも、それを表しているであろう。兵式体操に代表される体育が、軍事的なものを含めた国力と強い関連を有していたことは論を俟たないであろう。『日本近代教育百年

史』では、以下のように論じられている²²。

森文相が体操、特に兵式体操を重視したことは、もちろん、単に軍事的訓練の向上を重視したことによるのではない。「智育益々進歩シテ將ニ歐米諸國と比肩スルノ美ヲ觀ントスト雖モ、体育ノ如キハ最モ遅ヲ極メオ智益々開發スルニ隨テ體軀愈々懦弱ノ弊ニ流レントス」という認識に立って、時には、

今其弊ヲ剔キ其利ヲ興シ以テ國家富強ノ長計ヲ固フセント欲セハ、第一中学校以上諸學校ノ教科時間ヲ割キ、乃チ体操ノ一科ハ文部ノ管理ヲ離レテ之ヲ陸軍省ノ施措ニ移シ、武官ヲ簡撰シ統然タル兵式体操ノ練習ヲ以テ之ニ任スルニ在リ

といった計画を考えていたのであった。「厳肅ナル規律ヲ励行」し体育の發達を図り、學生を「武毅順良ノ中ニ感化成長セシメ」、忠君愛國の精神と「嘗艱忍難ノ氣力」を喚發させるというのが第一の狙いであつて、それは、諸教科の中の一教科にとどまらない、尋常中学校の教育内容における特質を象徴する意義を与えられていたといえる。

このような政策側の言説と、中学生の言説にどのような連関があるのかについては、稿を替えて論じることにした。ただ、これらの中学生の言説の背景には、当時の青年論があると思われる。運動論もそこに位置づけられる。

「1890年代前半の〈修養〉論と同様に、日清戦争後の〈修養〉論も、將來の「國民」となる準備段階としての〈青年〉を形成する駆動装置としての機能を有していた。そしてその駆動装置としての機能は、日清戦争後の國家主義的風潮のもとで、青年の自己形成概念として強化された²³。」と論じられている。体育も自己形成の一部として論じられるにしても、國家主義的風潮に彩られたものと言える。

また、「健全な精神」「尚武の氣象」「元氣」²⁴など、

²² 国立教育研究所編『日本近代教育百年史』4 学校教育(2)、1974年、296ページ。

²³ 和歌光太郎「青年期自己概念としての〈修養〉論の誕生」『日本の教育史学』第50号、2007年、39ページ。

²⁴ 「元氣」ということでいえば、1897年第8号の「投書箱」で「運動を盛にして元氣を養はんと欲せば是非とも構内に運動場を設けざるべからず」、1896年

²⁰ 三国干渉を指す。

²¹ 知育・徳育・体育は、ハーバート・スペンサーが提起した。小田貴雄講述『斯辺鎖氏教育講義』(1885年)では、「知育論・徳育論・体育論」とされている。

精神面も論じられる一方、知育・徳育・体育の三育の中の体育というように、体育が精神の向上に資するというよりは、まず、知育・徳育に対する、体育の独自性、重要性を主張する論考が主となっている。

なぜ、このような、運動の価値を論じる必要があったのだろうか。先ほども引用したが、

野球は近来大に革新の実をあらはし未曾有の隆盛を見るに至れるは余輩の大に悦ぶ所なり、是れもと一致団結の精神を養成するに与りて力あるものなれば、宜しく競技の規模をして一層大ならしむべし

との論が 1900 年に出された²⁵。これは、1899 年着任の加藤校長の「撃剣・柔道をやる生徒には操行点として一律に五点を特別に加える」²⁶という措置に対する反発があるとも推測される。学校側が運動（この場合は柔剣道以外）の意義を認めようとしなかった場合、生徒の側はそれらを擁護する必要があったと考えられる。

5. 精神向上のための運動 1900 年代を中心に

国家とは直接関連付けられず、また、身体面（知育徳育に対する「体育」）とは別に、精神的なものと結び付けて論じたもので、最も初期のものは 1897 年の第 8 号「雑報」に見られる。

尚武とは如何 勇氣とは如何 唯だに運動の技を争ふものは尚武なるか……中略……ベースボール 善し 運動競技善し 発火演習善し 撃剣柔術善し なるほど外観は甚だ美なり 然れとも之を励むもの果して能く真の尚武勇氣を知れるものなりや……中略……

吾人素より撃剣柔術其他の体育に励まずして可なりとは云はず 励まざるべからざるなり 然れども別に精神の修養なくんば偶と以て害をなすのみいふことを休めよ是等は精神を修養し 胆力を鍛ふるの道なり

第 7 号の「雑報」で「今や学生の元気体力共に益々衰へんとして仮令末枝なるかはしらねど愈運動奨励の必要を感じるに当り何故に当路者は徒らに余輩を拘束して県外の遠足運動を禁する如き挙あるやさらでも世評は官立学校の生徒は優柔にして稜々たる気骨に乏しなど非難するなるに……」というのも見られる。

²⁵ 「体育に関する卑見を述ぶ」第 15 号、1900 年。

²⁶ 山形県東高等学校校史編纂委員会『山形東高等学校百年史』1987 年、53 ページ。

と 吾人は此校に來りてより 是等を習得したるものにむやみに己れの力を持ち 喧嘩を好みて人を苦めたるものを見たり

これは、運動を精神の向上と結びつけた最初期のものだが、主旨としては、本来運動も精神修養の手段だがそうならないことを論じているもので、後に示すように、運動を精神修養の手段として積極的に打ち出すものとは、意を異にしている。

さて、具体的に、運動が精神の向上にどのようにつながるのかを論じたのが、1899 年の第 11 号「雑報」中の「英国中学の一斑」^{ママ}である。

体育の要は身体を強壯にし精神を鼓舞するにあれども若し其間に一道の教訓を寓するに無くんば未だ完備したる運動とは称す可らざるなり英国中学校各種の運動は大に此点に注意せられたるものと謂ふべし所謂教訓とは何ぞや蓋し青年が他日社会に出たる日君の爲めに尽くし国家の爲めに計る所あらんとすとも孤行独住毫も他人の補助を利用する無くんば大業の成るを望むとも豈得べけんや己の能くせざる所は他人に依り他人の及ばざる所は己又た幫助し斯く互に共同一致して始めて大計画大事業を完成するを得べき耳協同一致の精神は実に人間処生の針路に於ける一大教訓ならずや而して之を養ふ期間はいつはあれ神氣漸く旺盛ならんとする青年時代即ち中学校に於て養ふを以て最も適当と信ず英国中学体育の方針は正に此意を体するものか

1900 年第 15 号「体育に関する卑見を述ぶ」において「野球柔術撃剣端艇競漕」について、「是れもと一致団結の精神を養成するに与りて力あるものなれば、宜しく競技の規模をして一層大ならしむべし」と論じられた。これも、同じ文脈に位置づくであろう。これらの競技は、「副課」に位置づけられているが、正課の体操については、「体操科は実に倫理科と相並びて精神教育を助くるの傍ら体力の養成を主とするものなるべし」とされ、精神性が前面に出されている。しかし、その内容は、「体操はもと究屈なり、然れども其究屈を忍ぶは即ち服従の精神を養ふ所以にして最も勉めざるべからざるにあらずや」と「副課」の運動競技とはその目的を異にしている。

このように、体操と、それ以外の運動競技では、身に付くとされる精神性が異なる。ここで、運動の徳育性が精緻化されている。

また、前述の「体育に関する卑見を述ぶ」では、正課の運動を念頭に置いているが、「師範或は米沢中

学と対抗演習をなすこと、従来演習と云へば唯我校部内に限りて未だ他校と競争せしこと無かりしが、若しかくの如くせは競争心を惹起し是と同時に愛校心を養成することも一層甚しく体操の面目も自ら一変するに至るべし」との論があり、対校競技が愛校心と結び付けて論じられている。これも一致団結の精神と関連するであろう。

さらに、「一致団結の精神」、「愛校心」といった限定的なものにとどまらず、広く精神の向上に資するものとしての言説も表われている。1902年ごろには、運動が精神を養成することが当然であるようになり、さらに、精神の向上のために、運動を行うという論も出てきている。

1902年第19号「運動部の昨今」では、

実に我運動界は我校の元気の根たり幹たり故に健全なる元気を発揚し歴々なる校風を作るには是非運動界を隆にし男児らしき精神を養成し心胆を練磨するにあり

また、「ベースボール部」について、

あ、野球部の諸士よ諸士は血なきか涙なきか当会が敷金を投して当部に供するは何か為めぞ徒に競争せんが為めならずして健全なる身体と健全なる意志を養成せしめんが為めなり

と論じられ、翌1903年の講談会では、「運動の必要」の論題で、「我々は健全なる精神を求めんが為に運動の必要起る」という趣旨の弁論があった²⁷。

このころの運動論の特徴として、文弱・厭世といった当時の青年像への批判に呼応しているというのがある。

1901年第17号「井蛙的管見 青年に就きて」では、

〈厭世の一筆者〉原因とは何ぞ、全く青年の体育如何にあり、健康なる精神は健康なる身体に宿ると、それ善哉、身体強健ならざれば従て精神も衰微するものなり、即ち虚弱なる身体は其健全なる精神を蚕食し尽すなり、……中略……

前文相尾崎行雄氏曰く、凡そ身体虚弱なれば感情鋭敏になり過ぎ寛厚物を容るゝ度量漸次に減少すと、若し之れ真なりとせば、体育の強弱が厭世に関係する事も益々適合の言と云ふべきなり

1901年の講談会の演説では、「運動の必要あること」という論題で、「国家を挙げて文弱ならんとするを痛説し運動の必要を述ぶ」、「現今の青年」との論題で、

²⁷ 「講談会七月二日」第20号、1903年。

「現今文弱遊惰の青年を慨嘆し此の匡濟法として武術奨励を痛言す」との趣旨のものがあった²⁸。

背景には、当時の青年論がある。例えば、1901年第17号「片々録」では、「東京書生の悪風は余等の頭上に打撃するであろう」、「今や言文一致体は甚だ流行して来て如何なる雑誌でも一ツニッはなきものはなきよ口になつて来た」と論じられている。また、山形中学校では、青年論が校風論として展開された。1900年第16号の「我校の現状に就て一言す」では、「斯くも我校風は乱れつるか」、「我校生徒諸子の腐敗していまはしき風聞を耳にせる」と、また同号の「廿世紀に於ける青年と目的」では、「余輩我校風の近況を見て杞憂に堪へざる」、「淫猥なる小説流行して」という論が見られる。

このころ「墮落」青年が出現してくる。かれらは「星董党」とも呼ばれたが、「明治三四、五年頃与謝野鉄幹・晶子夫妻を中心とした『明星』の人々が星や董に託して恋愛を歌ったところから彼ら浪漫派詩人を星董派と呼んだのだが、これが転じて「柔弱の風」の青年を冷笑して「星董党」と称したのである。」と筒井清忠は論じている²⁹。また、「近代的自我の意味づけに悩む「煩悶青年」が登場する」のが1901年ごろとも指摘されている³⁰。

時代は少し先となるが、筒井は「日清・日露戦争の勝利により維新以来の「富国強兵」という国家目標がある程度達成されたと受け止められたことから一種の「社会的弛緩状態」も現出していた。青年層の関心が、「天下国家」の問題から離れ、個人的問題へと移行し始めたのである。それはまた一面では青年層の「柔弱」「奢侈」「享樂的傾向」「官能耽溺」「頹廢」がしきりに指摘されるという状況でもあった」と論じている。

このような批判に対し、運動の効用が持ち出され、運動の意義が語られる。国家のためというより³¹、新

²⁸ 「講談会（二月五日）」第17号、1901年。

²⁹ 筒井清忠『日本型「教養」の運命』（岩波現代文庫）2009年、6ページ。

³⁰ 和歌光太郎「近代青年における「煩悶青年」の再検討」『日本の教育史学』第55号、2012年、21ページ。

³¹ しかし、国家と結びつけた論がなくなったわけではなく、

○健康は人間の至宝にして体育の盛否は国家隆頹の運命を左右するに悲ずや、若し夫れ堂々此の大責任を知るの男子の気魄あらば警告す、諸士奮ふて意を体育に尽せ為めに学

たに現れた青年に対する批判という形で、運動の効用が論じられてきた。青年はいかに生きるべきかという、個人を主眼とした観点で運動も論じられている。

6. 野球の過熱と、それに対する批判

山形中学校と米沢中学校との対抗試合は、1899 年に始まった。山形中学校は 1899 年 1900 年には勝利を収めたが、1901 年から 3 年間は 3 連敗を喫した。そのような状況の中、野球は盛り上がりを見せていった。

1901 年米沢中に敗れた後、「野球部残念会」が開かれた³²。この「野球部残念会」は翌 1902 年³³、1903 年³⁴にも、1901 年に試合の行われた 6 月 2 日に行われ、雪辱を誓う場となっていた³⁵。共同会の常務委員が演説を行うなど、共同会を挙げての行事だったようだ。1901 年の「野球部残念会」では、「予の運動部に向て特に教言を述ぶる所以の者は、我校元氣振動の中堅、校風振興の基礎なるを確言すれば也」というように³⁶、校風に言及され、野球の勝敗が全校的な問題とも論じられ、野球の試合の敗北は学校としての屈辱と受け止められていた。「嗚呼運動部員諸君よ、我校が受けし敗辱を他人の敗辱と思考する乎」³⁷と論じられている。

その一方で、野球や運動競技の過熱の弊害を論じるものも見られるようになっていった。1900 年第 15 号「体育に関する卑見を述ぶ」では、

所謂運動家なるものは如何なる人といふか、彼等は多く（比較的）放縦にして傲慢人を卑しみ自ら高しとするもの、内心の無計画を装はんが為めに大言壮語するもの、飲酒漁色英雄以て得たりとするもの、活発と乱

を等閑にする勿れ

○軍国多端なる場合国民の士の衰ふるは其国全体の士気の衰ふるるれば唯とて慨せざるものあらんや、野球は士気を勃興せしむるに最も力あるものなれば熟練の聞えあるの士、熱血を揮ふの友益々奮発して大に隆盛ならしめむの事を

という論も、第 23 号 1904 年「漫言」に見られる。

³² 「野球部残念会」第 18 号、1901 年。

³³ 「野球部残念会」第 20 号、1903 年。

³⁴ 「野球部残念会」第 21 号、1903 年。

³⁵ 「野球部残念会の解散を望む」（第 23 号、1904 年）といった論稿も出された。

³⁶ 「野球部残念会」第 18 号、1901 年。

³⁷ 同上。

暴とを混視せるもの等の輩にあらずや……中略……彼等の多くは実に智育徳育の何たるを知らず、精神教育の何たるを解せざるものなり

1902 年第 19 号「野球部諸君に告ぐ」では、

Mat e h は敗北を争ふ方法なり勝ちて喜び敗れて悲しむは人の常情なり喜憂を表すも亦人の自然なり吾人何をか云はん然れども世の多く Match に就て見るに喜憂多くして其限外に口し往々言ふに忍びざるものあり競争は社会生存の process にして之を縮写するものは即ち競争的遊戯なり而して競争的遊戯は英国学生が實際生活の理想として練習する所ありと英国社会の敦朴にして気品ある宜なりと云ふべし夫れ喜憂を限外に走らせ其常徑を失し敵に対して忿怨を狭むが如きは婦女子の事なり「ベースボール」は固と是堂々丈夫のなす所何ぞ婦女子を学びて世の睡笑を招くべけんや西人曰勝負は一時の事決して執念深かるべからず

1902 年第 19 号「運動部の昨今」では、

あ、野球部の諸士よ諸士は血なきか涙なきか当会が数金を投して当部に供するは何か為めぞ徒に競争せんが為ならずして健全なる身体と健全なる意志を養成せしめんが為めなり競争は秋と定められたるが為めに務めざるか何ぞ奮起せざる志気を励す為めには競争可なり然も競争の有無に依りて励不励あ一とせば予は野球部の全滅を主張せざるを得ず

1904 年第 23 号「野球部残念会の解散を望む」では、学生間には種々の遊戯流布し今日に至りては数十里を遠とせずして会合し或は野球武者修行をなすものあるに至れり之れ強ち予の反対する所にあらざれども好奇心に浮かされ風潮に漂ひ体育の目的たる軌道を脱し競争を之れ主眼として学生の本分を疎略にし貴重の時間と金銭とを浪費するに至りては大に猛省を乞はざるを得ざるなり

といったように、運動家の不品行が問題とされ、また、競争、試合の勝ち負けにのみ執着することへの批判、それが、精神の向上という目的に反することが論じられている。これらが運動の当事者（運動部員）というより、その外部の生徒や卒業生によるものだと思われる。

7. 明治末の状況と校友会の訓育的機能

明治末は、戊申詔書が出されるなど、青年の思想や品行が問題となった。山形中学校でも自然主義文学などを問題とする論説文も見られたが、そのような状況と運動を結びつけるような論は、見られなかった。この時期、決して運動部の活動が停滞していたわけではなく、野球部では、連合試合が行われるなど、隆盛を極めていた。運動自体は盛んでも、運動について論じるのは低調であったと言えるだろう。

「明治後期の校友会雑誌は、生徒が剣道の意義、効果について記述することによって、尚武の気風を喚起させ、ひいては国家の発展に寄与したいという感情を表現する役割を果たしていたと考えられる」というのが、変容していき、「中学生に更に武道を奨励していくためには、雑誌上で剣道とはどういうものか直接説くよりも、対外試合を行い練習の成果を学術雑誌（会津中学校の校友会雑誌——筆者）で示し、スポーツ的要素を取り入れたほうが、剣道の普及にはより効果があったのではないかと考えられる。」との見方³⁸は、山形中学校の生徒による運動論にも当てはまるであろう。

ただ、それは、その運動が批判にさらされたときに変容を見せる。そのときは、自らの運動競技を擁護する論陣を張ることが求められることとなる。それについては第8章で論じる。

また、明治末になると、校友会の制度が確立し、さらに校友会の活動の教育的意義が認められるようになった。1908年の小松原文部大臣は以下のような見解を提示した。

校友会運動會等ニ於テ学生生徒ヲシテ自ラ治ムルノ習慣ヲ養成セシムルハ素ヨリ緊要ノ事ナリト雖之カ為ニ指揮ノ指導ノ周到ヲ欠クトキハ放縱ニ流レ或ハ社会一部ノ風潮ニ制セラレ奇ヲ好ミ新ヲ競フテ知ラス識ラス時弊ニ陥ルコトナキヲ保セス故ニ学校職員タル者宜シク常ニ学生生徒ノ行動ヲ適切ニ指導シ或ハ進ンテ指導ノ機会ヲ作り以テ方嚮ヲ談ルカ如キト勿ラシメソコトヲ要ス

その翌年の1909年、全国中学校長会議は、「修身教育を一層有効ならしむる工夫如何」という文部省の諮問に対し、その一つとして「校友会運動場修学旅行等をして、訓育上一層効果あらしむる事」を

³⁸江刺家悠人「明治後期の校友会雑誌の役割—剣道部報に注目して—」科研費報告書『旧制中学校の『校友会誌』にみる学校文化の諸相の研究と史料のデータベース化』2011年、348～349ページ。

挙げている³⁹。

運動部の活動もまた、教育的意義が認められるようになったであろうが、その一方で、運動部の活動も教育活動の一環として考えられるようになると、それが、教育的な意図から逸脱すると批判も受けるようになる。端的なものは野球害毒論である。

8. 野球への批判とそれに対する反論

高等教育・中等教育諸学校で、野球、特に対校試合がさかんになり、その弊害も論じられるようになっていた。1911年9月ごろ、『東京朝日新聞』では22回にわたって「野球と其害毒」という記事で、著名人の野球を批判する談話などが掲載された。その中には、「学生の時間を浪費せしめる」「疲労の結果勉強を怠る」「慰労会などの名目の下に牛肉屋、西洋料理等へ上がって墮落の方へ近づいていく」⁴⁰、「長い練習に要する労働と頭を使ひすぎるる為に神経衰弱に陥る」⁴¹などの批判があった。

山形中学校の生徒たちも、このような野球批判論を意識していたと思われる。「従来は練習に時間の制限なかりしを以て甚だ不規律にして殊に他人との義理合上より日暮迄球を用ふるものありしを以て本年度は時間の制限を実行せんが為め午後五時半迄となしぬ」⁴²というように、1909年には練習時間の制限が行われた。おそらくこれは、「運動家といふと、日本イヤ日本の学校では何時も顔触が定まつて居て、成績のわるい言語道断の粗野なる連中が、所謂運動家で、ベースのチャンも、庭球のチャンも、或は柔術、さては撃剣のチャンも、一手専売と云ふ有様。」

⁴³、「野球選手たる学生が不成蹟で困る」⁴⁴というような野球批判論への対応と推測される。野球と勉学との両立ができるような練習体制を作ろうとしていたと思われる。

応援についても、統制のとれた応援であることに言及するのが見られる。1910年の盛岡中学校との紅白練習試合では、「両校の選手及び応援隊、將た観客

³⁹ 「全国中学校長会議」『中等教育』第5号、1909年。

⁴⁰ 川田正激（東京府立一中校長）「野球と其害毒」『東京朝日新聞』1911年8月30日付。

⁴¹ 広田金吾（攻玉社講師）「野球と其害毒」『東京朝日新聞』1911年9月2日付。

⁴² 「野球部報」第33号、1909年。

⁴³ 「運動家の誤解を論じて未来の運動家に及ぶ」第28号、1907年。

⁴⁴ 「野球部報」第37号、1911年。

等の挙動高潔にして些の醜陋を認めざりしは、以て近來の模範ゲームたるに恥ぢず。共に共に誇りとする所なり。」とされている⁴⁵。「野球害毒論」でも野球の弊害の一つとして、「近時流行の応援の如きも一校の学生をして不規則不真面目に陥らしむること」を挙げている⁴⁶。そのような動向に気を配って、整然とした応援であることをアピールしているとも考えられる。

野球害毒論への反論として、野球の徳育的意義を直接論じるものも現れている。慶応義塾の塾長の鎌田栄吉は、以下のように論じている⁴⁷。

何故野球を奨励すべき乎、野球によつて獲る利益の夥しい中にも団体の為めに甘んじて自己を犠牲にする事、云ふ換ふれば公德心を涵養し、忠君相国の念を旺んにする事、自己のベストを尽して団体の為めに奮勵すること、機敏な性質を作る事、社交に長ける事、夫れから審判官に絶対に服従すること、即ちオーソリチーを尊重する事……中略……

此の意味に於て体育と徳育とを結付た運動は實際的修身科と云つて宜い。

山形中学校の野球部員もまた野球の道徳的意義を論じるようになった。それまでは「野球部報」では試合の経過を論じるのが専らだったのが、この時期、野球の意義に言及するものが見られるようになってきた。

1909 年には、「本校に具備せる数多の運動の中に、最も趣味あり紳士的にして男子らしきは？。と問ふ人あらば余は劈頭先つ野球を指さん」⁴⁸と論じている。さらに、1910 年には、「兎も角要は精神の修養身体の鍛錬にあるのである故に一年の諸勇士二年三年の豪傑連、四年の老将幸に自重して来学年の当部をして名誉ある筆を以て染めしめよ」⁴⁹、「内精神の修養を以て自ら勉め、外元気の鼓舞を以て自ら任せし、吾野球部」⁵⁰と論じている。「紳士」という語

をもって野球を論じたりするのは、これまでにない傾向に思われる。また、「修養」の語が用いられたのは、当時興隆を迎えていた修養主義に依拠して野球を擁護しているともいえる⁵¹。修養を用いて野球を論じるのは、1912 年の「野球部報」にもみられる。また、部員に「自重」を求めるなど不用意な批判を受けないように促しているように思われる。

1911 年の「野球部報」には、野球批判への反論を試みたといえる、以下の記述がある。

所謂、世の柔弱子が叫ぶ野球排斥等は蚊の鳴く程にも感じない。寧ろ其の浅い、みじめな見解を哀れむのである。

野球排斥、記者も其の理由なる者を見た。而し其の原因の那邊に存するものか、其の平凡なるに驚いたのである。彼らが云ふ処は野球選手たる学生が不成蹟で困ると、果して事実か、如何か。若し然りとするならば其は教育上の一大問題であると同時に、学生として速やかに改むべきである。而し此の断定は決して其の当を得たものとは云はれぬ。否、寧ろ野球によつて頭脳はクリアに身体は健固になり、反つて野球に感謝したと云ふ実談——实例を見るのである⁵²。

また、いくつかの中学校では、早い所では 1900 年前後には、野球の対外試合が禁止された。中村哲也は、「審判の判定をきっかけとした乱闘や、敗戦のはらいせに相手校の寄宿舎や校舎に乱入・襲撃する事件など、試合をきっかけとした騒動は絶えなかった。そのため 1899 (明治 32) 年に宇都宮中では対外試合が禁止となり、茨城県立水海道中では 1900 年 (明治 33) 年の創立当初から校是として対外試合を禁止する……中略……など、対策を立てる学校も現れることになった」と論じている⁵³。また、中村は、熊本県の「県中学校校長会で対外試合禁止が打ち出された」事例などを引いて、「1907 (明治 40 年) 年以前の段階においても、学校レベルでの野球の統制・禁止措置は存在したのであるが、全国校長会に

⁴⁵ 「野球部報」第 35 号、1910 年。

⁴⁶ 「野球と其害毒」『東京朝日新聞』1911 年 9 月 19 日付。

⁴⁷ 鎌田栄吉「野球は實際的修身科なり」安部磯雄・押川春浪『野球と学生』1911 年、109～112 ページ。当時は、早稲田と慶応義塾が野球の盛んな学校で、風当たりも強かったといえる。

⁴⁸ 「野球部報」第 33 号、1909 年。

⁴⁹ 「野球部報」第 34 号、1910 年。

⁵⁰ 「野球部報」第 35 号、1910 年。

⁵¹ 「人格の修養と云ひ、人格の向上と謂ふ。当世流行の通語たり」と言われている (北原種忠『国民之教養』1912 年、355 ページ)。

修養主義については、前掲筒井清忠『日本型「教養」の運命——歴史社会学的考察』を参照。

⁵² 「野球部報」第 37 号、1911 年。

⁵³ 中村哲也「近代日本の中高等教育と学生野球の自治」(博士論文) 61 ページ。

よってその問題や対策が共有され、対外試合の禁止などが広範な範囲で実施されたと論じている⁵⁴。先述のように、学校の部活動で行われる運動も、教育の一環であることが意識され、それからの逸脱が厳しくなっていくと言えるだろう。

山形中学校でも、1911年に野球の対外試合が禁止された⁵⁵。それについて直接論じたものは「野球部報」には見られないが、対外試合禁止の時期の野球論としては、1912年に以下の記述が見られる。

ああ貴き哉青年の元気や、今や識者は現今の期と叫んで第二の維新なりと云ふ、大正の維新なりと云ふ我等東北男子は思此に至りたるのみにして元気を隆盛ならしめねばならぬ……中略……元気を盛んならしむるが為めには運動を盛ならしめなければならぬ、勿論修養も肝要だが野球も亦其の方法として悪くはないと思ふ、或者是泰西のもので華美だとか何んだとか言葉を左右する人があるが日本固有のものとして共同的観念と犠牲的精神を養成すべきものはない……中略……一方に於ては元気を盛んにし一方に於ては共同的精神を養成し以て成功の道を助け他方に於て犠牲的精神を涵養して人格を高めたなら野球の人に及ぼす効果と云ふものは大なりと断言するも過言ではあるまい⁵⁶

当時の「野球害毒論」では「華美なる服装の流行で早大慶應などの選手が派手な服装は唯に野球に止まらず⁵⁷、「選手の華美にして而も不規律なる風体⁵⁸」のような、華美な選手への批判が見られる。その一方で、野球に対して武道を奨励する論が、「野球の弊害を述べる代に中学生に柳生流の撃剣乃至普通撃剣を勧めて野球の如きハイカラ遊戯を駆逐したい」「中学校の運動には撃剣が一等良いと思ふ……東京ではバイオリンを下げたりミットを持つたりして如何に

も女々しく見えてならぬ⁵⁹、「野球は規則に触れざる限り最も狡猾なる方法に出でんとするが如き陋劣なる気風を養成することあり然るに柔剣道に於ては古来一定の作法ありて単に技術を目的とすることなく寧ろその精神に重きを置くを以て志気の養成に資する事大なり⁶⁰」のように見られる。「泰西のもので華美」というのは、武道との対比が念頭にあるとすれば、そのような論に対する反論を試みているとも考えられる。

9. 結論

運動・スポーツの徳育的意義は、明治期の遅くない時期から主張されてきたが、中学生たちも、それらを認め自ら主張していた。自分たちが楽しむだけでなく、その運動競技の意義を主張してきた。それらは、富国強兵の時代状況に呼応したものであったり、当時の青年の体力不足等の批判に応じたものであったりして、当時の社会状況のなかで運動を論じていた。

それらは、身体的意義だけでなく精神的意義に及んだ。それが顕著に表れたのが、野球批判に対する野球部生徒からの反論であった。それはまた、自分達の運動種目を守る行動でもあったといえるだろう。

このような過程を経て、スポーツの道徳的意義の主張が確立していったといえるだろう。しかし、それは、スポーツのあり方、特に運動部の活動を規定し、さらには制約する側面も生じてきたと言えるだろう。その点は今後の課題と言えるであろう。

この論文は、科学研究費基盤研究(B)「旧制中等学校におけるスポーツの成立と学校運動部の展開に関する全国的調査と研究」の一環である。

謝辞

『共同会雑誌』につきましては、山形県立山形東高等学校所蔵のものを参照いたしました。山形東高等学校の皆さまには、この場を借りてご協力に厚くお礼申し上げます。

⁵⁴ 中村前掲書、64ページ。

⁵⁵ 学校史の記述ではその経緯について、「明治四十四年五年の大火は、野球部の対外試合を全面的に禁止した。」「久保校長としては、校舎焼失に際して謹慎の意を表したということでもあったであろう。」と述べている(前掲『山形東高等学校百年史』86ページ)。

⁵⁶ 「野球部報」第39号、1913年。

⁵⁷ 中村安太郎(静岡中学校校長)「野球と其害毒」『東京朝日新聞』1911年9月1日付。

⁵⁸ 三好愛吉(二高校長)「野球と其害毒」『東京朝日新聞』1911年9月16日付。

⁵⁹ 以上、古瀬安俊(文部省学校衛生掛嘱託)「野球と其害毒」『東京朝日新聞』1911年9月12日付。

⁶⁰ 池原康造(新潟医学専門学校校長)「野球と其害毒」『東京朝日新聞』1911年9月17日付。